



## 改正後

別表Ⅱ（第2条関係）（道路法関係分）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>530</u>
	第2種電柱		<u>810</u>
	第3種電柱		<u>1,100</u>
	第1種電話柱		<u>470</u>
	第2種電話柱		<u>750</u>
	第3種電話柱		<u>1,000</u>
	その他の柱類		<u>47</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>5</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>3</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>460</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>280</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>940</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>390</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>580</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>940</u>	

## 改正前

別表Ⅱ（第2条関係）（道路法関係分）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	460
	第2種電柱		700
	第3種電柱		950
	第1種電話柱		410
	第2種電話柱		650
	第3種電話柱		900
	その他の柱類		41
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	250
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	820
	郵便差出箱及び信書便差出箱		340
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	990
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	820	

改正後				改正前			
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつ き1年	<u>20</u>	法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつ き1年	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>28</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		25
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>42</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		37
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>58</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		49
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>85</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		74
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		98
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>200</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>280</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		250
外径が1メートル以上のもの	<u>560</u>	外径が1メートル以上のもの	490				
備考（略）				備考（略）			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。